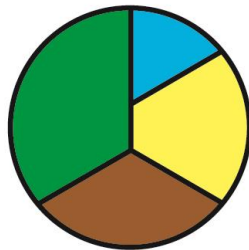


メイド・イン上越 認証品・登録品（特産品）  
募集要領

～令和2年度募集分～



made in  
JOETSU

申請受付期間

令和2年4月1日（水）～令和2年5月29日（金）[必着]

※ 当認証制度については、メイド・イン上越認証事業実施要綱に定めるもののほかは、本要領によります。



# メイド・イン上越 認証品・登録品（特産品）募集要領

## 1. 目的

市内の中小企業者等が開発・改良及び製造した商品のうち優れた商品を「メイド・イン上越」として認証するほか、上越ならではの特色ある産品を「地域の継承品」として指定し、商品の情報発信や販売促進、関係事業者間の連携強化等を推進するものです。

## 2. 申請対象者

市税に滞納がなく、今後積極的に販売促進を図る熱意のある次のいずれかに該当する人及び団体

- (1) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号及び第2号に規定する中小企業者のうち、市内に事業所を有する中小企業者
- (2) 主として(1)の中小企業者により組織される団体
- (3) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体のうち、市内に事業所を有する事業協同組合、企業組合及び協業組合
- (4) (1)～(3)に該当しない人及び団体のうち、市内に本社及び商品の製造工場を有する人及び団体
- (5) その他(1)～(4)に掲げる人及び団体に類するものとして市長が特に認める人及び団体

## 3. 申請対象商品【認証品、地域の継承品（登録）】

### 【認証品】

新たな市場の開拓を目指す商品

### 【「地域の継承品」】

上越地域で戦前から製造され、現在でも複数の事業者が製造している上越ならではの特色を有する市が指定する産品に該当する商品

[市が指定する産品] 7品目

地酒（清酒、ワイン、どぶろく）、浮き糍味噌、翁飴、栗飴、笹団子、たらこの糍漬、パテンレース

(地域の継承品の注意事項) 認証ロゴマークを使用した販売促進はできません。「メイド・イン上越地域の継承品」と表示して販売することが可能となります。

### ○対象の制限

次のいずれかに該当する場合は申請することができません。

- ①公序良俗に反すること。
- ②特定の政治活動、宗教に関連するもの。
- ③他の権利（特許権、商標権等）を侵害するもの。
- ④必要な法令の許認可を受けていないもの。

## 4. 認証品について

### (1) 審査・基準

- ・上越ものづくり振興センター職員が事前に書類審査やヒアリングを行った上で、主に次の①～④の視点からメイド・イン上越認証等審査委員会で総合的な審査を行い、認証の採否を決定します。

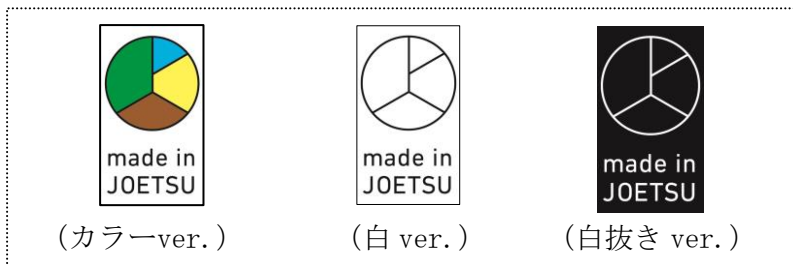
- ①新規性・オリジナル性（独自の発想や技術に基づき生産された商品であること等）
- ②信頼性（品質管理体制、経営基盤の状況等）
- ③市場性（マーケットへの訴求力、競争優位性、販売価格の適正性）
- ④地域性（上越らしさ…伝統・風土・素材・製法等、ストーリー性）

- ・審査委員会での審査の流れは次のとおりです。

- ① 申請者による申請商品のプレゼンテーション
  - ※食品の場合は、試食を行いますので、試食品をご用意いただきます。
  - ※パッケージの形状やデザイン、商品単体の形状、デザインや食品表示を確認しますので、商品についてもご用意いただきます。
- ② 審査委員との質疑応答
- ③ 総合審査
- ※ 申請及び試食に係る経費は申請者の負担とします。

### (2) 認証品に関する主な支援内容

- ・「メイド・イン上越 認証品」の認証書を交付します。
- ・「メイド・イン上越 認証品」の認証ロゴマークの使用ができます。



- ・「上越市見本市等出展事業補助金（新市場開拓枠）」（※）により、販路開拓、販売促進を支援します。
- ・市ホームページ、認証品のパンフレット等を通じたPR、情報発信を行います。
- ・その他、認証の期間に実施する施策に合わせ支援を行う予定です。

#### ※「見本市等出展事業補助金（新市場開拓枠）」について

認証を受けた商品の販路開拓のために出展する見本市等の会場借上料及び小間料等の一部を補助します。その補助率は一般枠に比べ有利になっています。

- ・補助率…2/3（一般枠は1回目：2/3、2回目：1/2、3回目：1/3）
- ・補助限度額…20万円
- ・補助金の交付…1つの認証品につき3回まで利用可能

### (3) 認証の期間

- ・認証の有効期間は、認証を受けた日から3年を経過する日の属する年度の末日まで（今回の認証の場合は、令和6年3月31日まで）
- ・認証の更新は可能です。ただし、更新審査を行います。

## 5. 「地域の継承品」の登録について

### (1) 審査

審査委員会での手続きを経て登録になります。（登録にあたっての審査委員会でのプレゼンテーション、試食は行いません）。

### (2) 登録品に関する主な支援内容

- ・登録品は、「メイド・イン上越 地域の継承品」と表示できます。
  - ・市ホームページ、パンフレット等を通じたPR、情報発信を行います。
  - ・その他、登録期間に実施する施策に合わせ支援を行う予定です。
- ※登録品は、認証ロゴマークは使用できません。

### (3) 登録の期間

- ・登録の有効期間は、登録を受けた日から3年を経過する日の属する年度の末日まで（今回の登録の場合は、令和6年3月31日まで）
- ・登録の更新は可能です。

## 6. 申請・届出の方法について

申請・届出に当たっては、書類を提出する前に、必ず上越ものづくり振興センターにご相談ください。

### (1) 書類の提出期限

以下の書類（各1部）を作成し、令和2年5月29日（金）までに上越ものづくり振興センターの担当窓口へ郵送または持参してください。書類の様式は、上越市ホームページからダウンロードできます。

【上越市ホームページ】

<https://www.city.joetsu.niigata.jp/>

※トップページから、組織でさがす>産業観光交流部>上越ものづくり振興センターへお進みください。

### (2) 提出書類

ア. 認証品を申請する方は、次の書類を1部提出してください。

#### ①第1号様式・・・メイド・イン上越認証申請書

(添付資料)

- ・直近2期分の決算書の写し
- ・納税状況の確認に係る承諾書
- ・食品衛生監視票（食品衛生法及び新潟県食品衛生条例に基づく営業許可が必要とされている業種のみ）※食品のみ
- ・新潟県食品の指導基準に設定されている一般細菌数その他の汚染指標菌及びサルモネラその他の食中毒菌の項目別の検査結果※食品のみ

- ・商品のカタログ等
- ②第3号様式・・・事業計画書（特産品）

イ. 地域の継承品を届出する方は、次の書類を1部提出してください。

- ①第11号様式・・・メイド・イン上越（地域の継承品）登録届出書  
（添付資料）

- ・納税状況の確認に係る承諾書
- ・食品衛生監視票（食品衛生法及び新潟県食品衛生条例に基づく営業許可が必要とされている業種のみ）※食品のみ
- ・商品のカタログ等

- ②第12号様式・・・事業計画書（特産品（地域の継承品））

### (3) 留意事項

- ・申請書類は、原則として返却しません。
- ・申請書類の内容について、必要に応じてヒアリングを行います。
- ・企業等が提出する書類の著作権は企業等に帰属します。なお、結果等を公表する場合、市は申請書類に記載された事項の全部又は一部を使用できるものとします。

## 7. 【重要】認証者及び登録者の義務

市が認証及び登録した商品であることを認識しメイド・イン上越認証事業実施要綱に定める事項を遵守するとともに、次に掲げる事項について適切な実施に努めるものとする。

- ・消費者及び流通関係者に対し積極的な情報の発信に努めること。
- ・計画的な生産、販売及び円滑な流通体制の整備に努めること。
- ・品質を維持するため、生産、製造、流通及び販売における管理方法を徹底すること。
- ・メイド・イン上越の効果的な情報発信に向けて、他の認証事業者と連携し、協力すること。

## 8. スケジュール ※スケジュールは、申請状況等により変更する場合があります。

- ・申請、届出の締切・・・令和2年5月29日（金）
- ・認証等審査委員会の開催・・・令和2年6月下旬～7月上旬
- ・認証・登録の決定・・・令和2年7月下旬

◇ ◆ 提出先・問合せ先 ◆ ◇

上越市産業観光交流部 上越ものづくり振興センター

〒943-0821 上越市大字土橋 1914-3

TEL 025-522-2666 FAX 025-522-2678

Mail monodukuri@city.joetsu.lg.jp